

個人情報保護審査会（第72回）会議議事録

- 1 日 時 令和3年2月19日（金）
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場 所 市議会庁舎3階第二委員会室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、長谷川委員、西村委員、
木村委員、小林委員、
事務局 小坂課長、塩野課長補佐（行政管理課）
星野課長補佐、海老名主任（情報政策課）
説明者 山本課長補佐、入澤主事（交通政策課）
田中主事（生活課）
柴崎課長補佐、望月課長補佐（子育て支援課）
中島課長補佐、荒井係長、
中尾副主幹、田村主任保健師（長寿包括ケア課）
萩原課長補佐（障害福祉課）
清水主任（教育委員会事務局総務課）
馬場課長補佐、都丸副主幹、荻野主任（消防局警防課）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

個人情報取扱事務開始届等について

(3) その他

(4) 閉会

5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に長谷川委員を指名した。

6 審議・報告事項について

個人情報取扱事務開始届等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（税証明の交付事務以下10件）、個人情報取扱事務変更届（乳幼児健診事務以下3件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの225件）について報告があった。

○主な質疑

【開始届No. 7 アーツ前橋作品紛失調査委員会運営事務】

(長谷川委員)

事務の目的とすると、委員への報酬を支払うために個人情報収集するものだと思いますが、同様の報酬事務としてN o . 5では、個人情報の記録項目として個人番号にチェックがしてあるのに、N o . 7では個人番号にチェックがありませんが、どういう理由でしょうか。

(事務局)

各課において源泉徴収事務で収集する個人番号については、収集後速やかに職員課に報告を行い、直ちに破棄をしていることから、職員課がとりまとめを行っている点を踏まえ、各課の開始届では個人番号のチェックは行わず、職員課が届け出ている源泉徴収事務における開始届にチェックをしています。N o . 7が正しい届となりますので、N o . 5の個人番号のチェックは削除いただくよう訂正をお願いします。

【開始届N o . 8 令和2年度前橋版M a a s のモニター募集に係る登録用務】

(小磯会長)

N o . 8の令和2年度前橋版M a a sとありますが、令和2年度と限定的な標記になっている理由を教えてください。

(交通政策課 山本課長補佐)

M a a sに関しては、実証実験段階になりますので、今年度の時限的な事業として令和2年度とさせていただきます。

(小磯会長)

今年度の実証実験を踏まえ、来年度も実証実験は行う予定でしょうか。

(交通政策課 山本課長補佐)

今後の検証の分析を行い、検討次第にはなりますが、仮に来年度行う場合には、令和3年度として実証実験を行うことになるかと思えます。

【変更届N o . 3 前橋市見守りキーホルダー登録事業】

(西村委員)

見守りキーホルダー登録事業とはどういった内容になるのでしょうか。また、その中で静脈データとはどのように利用されるのでしょうか。

(長寿包括ケア課 中島課長補佐)

平成29年度から実証実験として始まった事業でありまして、タブレットに手をかざして静脈をデータ化し、そのデータと氏名や住所等の個人情報と紐づけを行っています。ただし、タブレットがないと登録できないことから実用性がないと判断しまして、今年度をもって静脈データを使用した事前登録制度は終了となります。

事前登録というのは認知症等で徘徊のおそれのある高齢者が警察に保護されたときにご自身で名前とか住所を言えませんので、事前に登録してある緊急連絡先に家族等に連絡をして警察に引き取りに行ってもらうことを想定しています。これまで静脈認証で登録していた方を今度はキーホルダーに登録番号を付番したものを本人に持ってもらい、通報された時に登録番号を読み上げてもらうことで、台帳と突き合わせを行い、本人特定に結びつく流れとなります。静脈認証に代わる代替事業としてキーホルダーを使用する形になります。

(小磯会長)

見守りキーホルダーは、今後どのように本人に渡すのでしょうか。

(長寿包括ケア課 中島課長補佐)

静脈認証で登録されている人が約400人いますが、今後3月1日に通知とキーホルダー併せて郵送で送る予定です。

【廃止届No. 1、2 文学館、アーツ前橋管理運営事務】

(長谷川委員)

令和2年7月31日に廃止となっていますが、その後健康チェック表は集めていないのでしょうか。

(事務局)

現在でもチェック表は集めています。今回廃止届を出した理由としますと、個人情報保有は一時的なものに止まり、目的達成後速やかに破棄をするような事務は、個人情報取扱事務と捉えないことから、廃止届を提出しています。

【目的外利用 条例第8条第2項第2号（本人同意による収集）について】

(小磯会長)

No. 2から9は、条例第8条第2項第2号で本人の同意による収集になりますが、本人にどのような形で同意を得ているのでしょうか。

(事務局)

どの事務においても申請のタイミングで書面を用い、申請書に同意欄を設けたり、別紙で同意を得たりするような形で同意を得ています。

【目的外利用No. 20、21 高齢者世帯エアコン購入費等助成金に対する目的外利用】

(小磯会長)

本件については、条例第8条第2項第7号で審査会の意見を聴く案件となりますが、条例上公益上特に必要があると認めるときや第三者の権利利益を不当に侵害す

るおそれがない場合に限りませんが、いずれも当該事務の目的から公益上必要であると思ひますし、本人に利益になることと思ひますが、委員さん方はこちらについて何か意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

公益性にも繋がり、内容も問題ないと思われまますので、審査会として事務の内容は妥当であると思ひを出したいと思ひます。

【目的外利用No. 18、19 GIGAスクール関係】

(小林委員)

GIGAスクールの関係で、今回学籍事務からの目的外提供であれば、個人情報対象の範囲は小学校、中学校、特別支援学校になると思ひますが、確か市立前橋高等学校においても生徒一人一台端末を配ることになりますので、そちらからは目的外提供はないのでしょうか。

(教育委員会事務局総務課 清水主任)

ご指摘のとおり、市立前橋高等学校でも生徒一人一台端末を配布予定で現在調達を進めているところでありまして、今後アカウント作成に向けた事務を進めていくこととなります。どのような形で作成を行うかは現時点では未定でありますので、今後の状況次第で必要な届出を出したいと思ひています。

【目的外提供No. 198 前橋市老人クラブ連合会への目的外提供】

(小磯会長)

単位老人クラブの会長名簿や会員数は当然に老人クラブが持っているもので、市の補助金申請に対して連合会から情報提供を受けるのは理解できますが、市で保有している会員情報を老人クラブ連合会に提供する理由について説明をお願いします。

(長寿包括ケア課 荒井係長)

本来であれば老人クラブ連合会は市とは別組織になりますので、連合会が単位老人クラブの情報を独自に収集するのが適切であると思ひます。今回事務を見直している中で、そもそも当該事務の開始届自体出しておらず、また単位老人クラブの会員情報を提供していることも適切ではないという課内でも話になりまして、来年度以降は事務を見直し、老人クラブ連合会への目的外提供は行わないように改善することを検討しています。今回提出しました開始届及び目的外提供はあくまでも現状を記載しておりますので、今後事務の見直しを行い、その結果次第で必要な届を出したいと思ひています。

(小磯会長)

そうすると今回提出した届出は、過去の内容になるのでしょうか。

(長寿包括ケア課 荒井係長)

現在事務の見直しを行い、来年度以降は老人クラブ連合会に目的外提供は行わないように調整を図っているところです。あくまでも検討段階になりますので、現状を記載しています。

(小磯会長)

来年度以降は目的外提供を行わないように事務の見直しを行っているとのことです。条例第8条第2項第7号で審査会の意見を聴く案件ではありますが、本件はやむなしとして審査会の意見としたいと思います。

【目的外提供No. 199～202 群馬県障害政策課への目的外提供】

(小磯会長)

群馬県在宅重度障害者介護手当の受給にあたって受給資格の確認を行うというもの、それに加え受給資格がある人で障害福祉サービスを利用していない理由について確認をしたいということです。この点についてご質問、ご意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

障害者の介護手当を適正に支給することにつながり、障害福祉サービスを受けていない理由が正当なものか確認し利用を促すことから公益的な必要性がある情報提供かと思います。特にご意見が無ければ提供は相当であると判断したいと思いません。

【目的外提供No. 203 群馬大学医学部附属病院への目的外提供】

(西村委員)

目的外提供を行う理由に共同研究とありますが、どのような研究内容でしょうか。また、本研究成果がどのように活かされるのか説明をお願いします。

(消防局警防課 馬場課長補佐)

群馬大学医学部附属病院の教授から頻回救急要請者の研究を行いたいとの要請がありました。頻回救急要請者というのは、一年に5回以上救急車を要請している人のことで、頻回救急要請者の特徴や現状を把握することで、今後社会や我々行政に求められる必要な施策や体制を提言していただけるということで、共同研究に応じました。

(小磯会長)

時限的な提供であり、令和7月12月31日までの提供になりますが、頻回救急要請者の状況を研究することで、今後の施策や救急体制に活かしていけるということであれば、公益的にも必要な研究であると思います。

(長谷川委員)

提供する内容に氏名が含まれていませんが、生年月日と住所はそのままの内容で提供するのでしょうか。それとも日や番地は伏せる形で提供するのでしょうか。

(消防局警防課 馬場課長補佐)

住所は正確な番地まで含んで提供します。また、生年月日については年齢で提供することを考えています。

(木村委員)

消防局で保有しているすべての搬送記録を提供するのでしょうか。

(消防局警防課 馬場課長補佐)

すべてではなく、消防局で頻回救急要請者に情報を絞って提供する予定です。

(小磯会長)

公益的な必要性があると思いますし、特にご意見が無ければ提供は相当であると判断したいと思います。

【目的外提供 日本赤十字社群馬県支部前橋市地区への目的外提供】

(小磯会長)

追加案件として提出された日本赤十字社群馬県支部前橋市地区への目的外提供ですが、過去は自治会経由で個別訪問を行っていたと思いますが、現在振込やクレジットが主流になっている中で、個別の住民の情報はいらないのではと思いますが、いかがでしょうか。

(生活課 田中主事)

ご指摘のとおり振込については一部で行われている実態はありますが、現状では個別訪問の方が主流であり、個々の住民情報が必要となります。

(小磯会長)

未だ個別訪問の方が多いう実態があるのであれば仕方ないと思います。公益的にも問題ない案件ですし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できますので、届出の通り事務を進めていただきたいと思います。

7 その他

議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認してい

ただきたい。

- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午後2時30分